

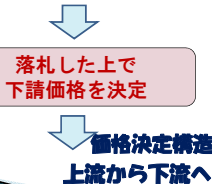
建設生産システムにおける価格決定構造に関する研究(最終報告)

平成29年5月9日

日本大学 木下 誠也

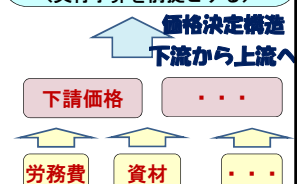
受注しようとする企業 の応札の考え方 (日本の多くの場合)

上限(予定価格)と
下限(低入札価格調査基準価格
or 最低制限価格)を推測して
落札し得る価格を応札価格とする
(実行予算と必ずしも合致しない)



外国における企業 の応札の考え方 (多くの場合)

最も有利な施工体制・施工計画
を立案して労務費・人件費を積
み上げ、下請け業者に支払う額
を定めたうえで自社(元請)の
所要額を加えて応札価格とする
(実行予算を前提とする)

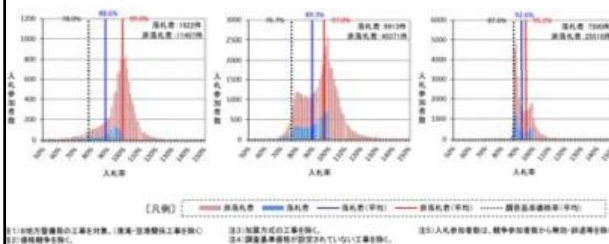


国土交通省直轄工事総合評価落札方式における入札率の分布

【平成17年度】

【平成19年度】

【平成26年度】

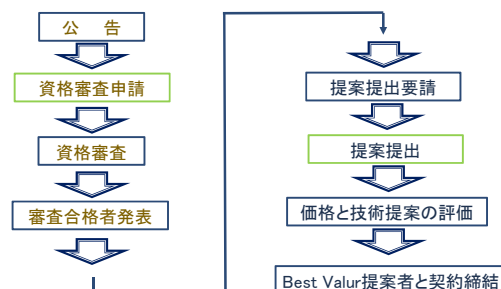


平成28年5月1日 国土交通省総合評価方式の適用・改善等による品質確保に関する懇談会資料より

米国公共調達における封印入札(価格競争入札)の流れ



米国公共調達におけるベストバリュー調達(総合評価方式)の例



FAR Part 14 14.404-2

- (f) 契約担当官が書面により、入札価格(内訳を含む)が不当と認める入札は無効とすることがある。不当性については、総額のみならず内訳の各項目の価格も判断対象となる。
- (g) 内訳や細目の価格が実質的に不均衡な入札は無効とすることがある。

FAR Part 14 14.408-2

- (a) 契約担当官は、契約締結の前に、落札者となる者が履行能力を有し、入札価格が適切であることを確認しなければならない。15.404-1(b)の価格分析手法を指針として用いることができる。特に1者入札の場合は注意が必要である。
- (b) 価格分析においては、入札が実質的に不均衡かどうかを考慮しなければならない。

FAR Part 15 15.402(a)

提示価格の適正さを確認するため、契約相手 (Awardee) に次の①又は②のデータの提出を求める。ただし、2者以上による適切な価格競争入札で選定された場合には必要ない。

- ① 一定額 (75万ドル: 約7,500万円) 以上の場合
提案した契約価格あるいはコストが適正であるとの内容証明付のコスト (Certified Cost) あるいは価格データ (Pricing Data)、並びに必要に応じ価格の正当さ適正さを示す資料
- ② 一定額 (75万ドル: 約7,500万円) 未満の場合
必要に応じ、内容証明付のコスト (Certified Cost) や価格データ (Pricing Data) 以外の価格の正当さ適正さを示す資料
コスト、あるいは価格に関するデータ、及びその他必要なデータ

7

FAR Part 15 15.404-3

元請価格の適正さを確認するにあたって、下請契約価格の分析をしたか、元請企業が発注者と契約交渉をする前に下請契約価格について交渉したかについて検討することを求められている。これらの検討に加えて、発注者は自ら元請企業からの提出書類 (下請企業の内容証明付のコストあるいは価格データを含む) を分析する責任を負う。

元請企業あるいは下請企業は以下のことを実施する責任を負う。

- ・ 下請コスト、あるいは下請価格の分析をすること
- ・ 分析結果を元請企業が提出する入札価格に添付すること
- ・ 内容証明付の下請コストあるいは下請価格データの提出を求められた場合それを政府 (Government) へ提出すること

8

米国カリフォルニア州における公共工事価格競争入札の事例

○入札金額の提示

総価だけでなく単価項目と一括項目からなる見積表を提出

○サブリミット

入札金額の0.5%以上を下請けする企業名を提出

下請企業が実施する仕事の内容と下請契約額を提出

○労務契約書の承認 (ユニオンとの覚書)

請負額の40%を直席により実施
直席労働者をユニオンから調達する場合に、ユニオンと事前に合意した労働者単価の覚書を発注者に提示する

○適切な賃金支払い義務の暗黙書

入札者は市の行政規則等に従い、標準賃金の中で最も高い水準の賃金を労働者に支払うことを確約
標準賃金とは50%以上の労働者に支払われている賃金で、その額はデービス・ペーコン法や州ごとの標準賃金法にて規定

9

予定価格制度と価格決定構造の見直しの方向性

入札における価格審査の充実とオープンブック方式等の導入

下請会社の必要経費を勘案

適正な労務賃金を保証する仕組み

- 法令等による規制
- 発注者の関与
- 技能労働者の直備化

10